

水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会 中間とりまとめの概要

平成26年11月

水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会

水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会

水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会について

(経緯・目的)

- 東日本大震災において、水門・陸閘等の操作に従事した方が多数犠牲となったことを踏まえ、平成24年度に「水門・陸閘等の効果的な管理運用検討委員会」による検討を経て、平成25年4月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を改訂。
- 上記委員会では、ガイドラインの改訂とともに、水門・陸閘等の管理運用の現状及び課題並びに今後の対応の方向性として、「水門・陸閘等の整備・管理のあり方に関する提言」(7項目)をとりまとめ。
- 7項目の提言のうち、「[現場操作員の安全最優先の退避ルールの明確化](#)」及び「[管理委託のあり方の検討](#)」の2項目について、海岸管理者等がより安全かつ適切に水門・陸閘等を管理運用していくための参考となる指針を策定することを目的に「水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会」を設置。

(開催経緯)

第1回(8月1日):事例収集、論点整理

第2回(9月26日):中間とりまとめ(素案)について議論 →第2回委員会後、素案に対する海岸管理者からの意見を募集

第3回(10月28日):中間とりまとめ(案)について議論

⇒**第3回委員会までの議論を踏まえ、中間とりまとめを公表**

(委員会メンバー)

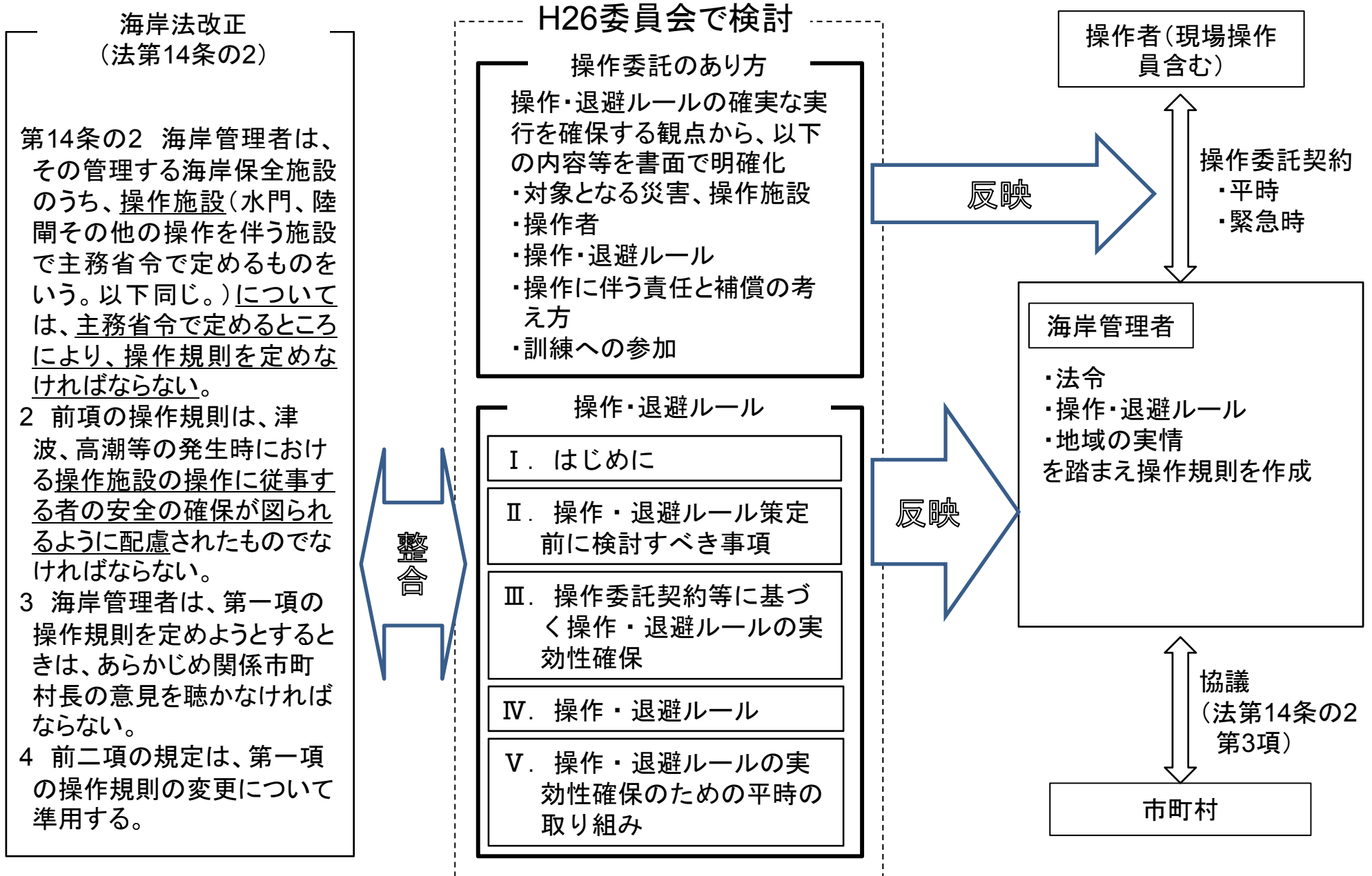
有識者	目黒 公郎(委員長)	東京大学教授
	磯部 雅彦	高知工科大学副学長
	重川 希志依	常葉大学大学院教授
行政関係者等	消防庁、静岡県、神戸市、徳島県	
	田中 和七	宮古市消防団本部分団長
事務局	農林水産省農村振興局、水産庁、国土交通省水管理・国土保全局、港湾局	

水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会の進め方

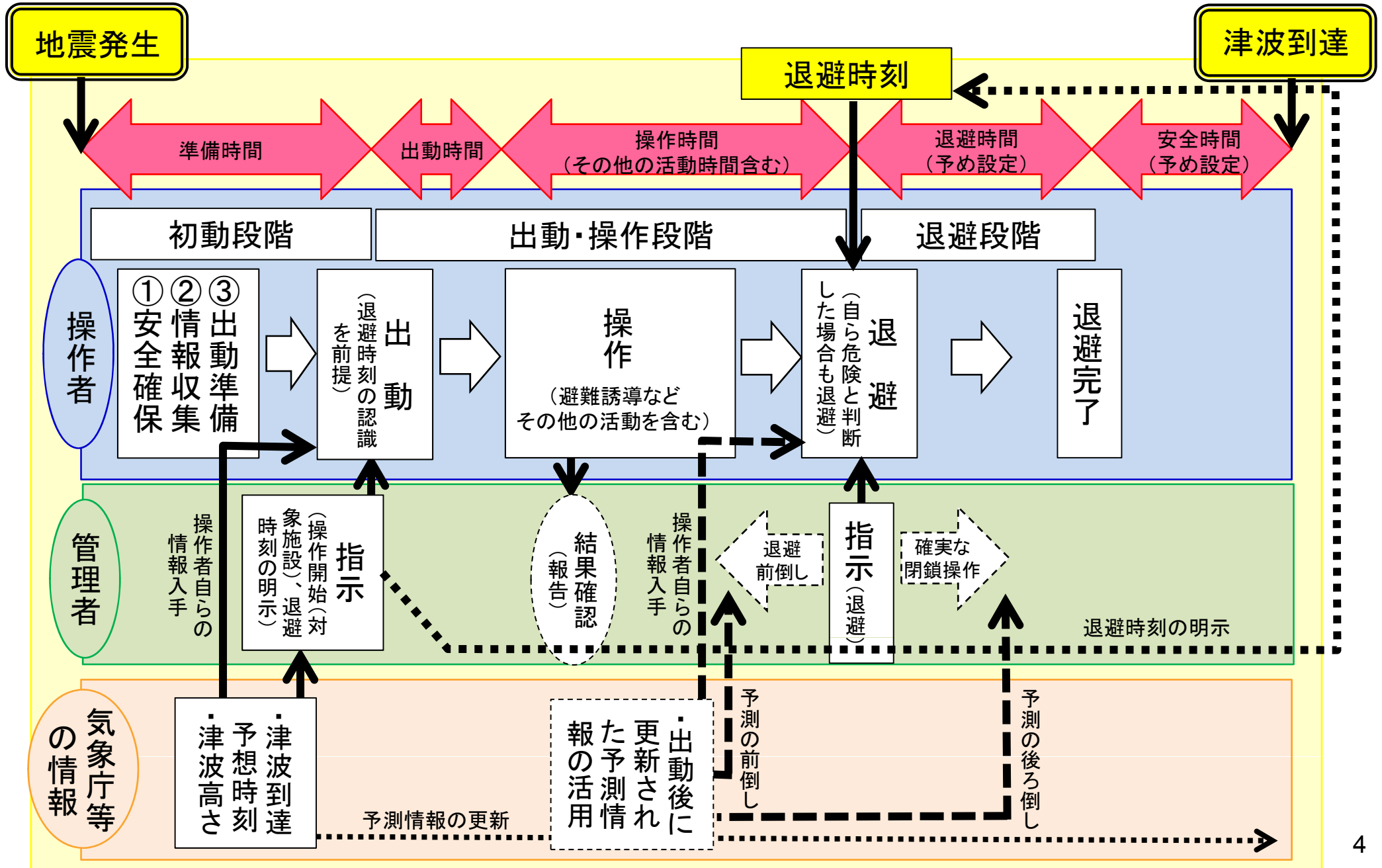
- 水門・陸閘等の管理者に操作規則等の策定を義務づける改正海岸法の施行が12月上旬と想定されることから、第3回委員会の議論を経て、**今般、中間とりまとめを公表し、海岸管理者等による操作規則等の策定を推進。**
- 第4回委員会までに、中間とりまとめの整理を行った上で、ガイドラインへの反映を行っていく予定。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			○	○	○					○
			第1回(8/1)	第2回(9/26)	第3回(10/28)					第4回
検討委員会		<ul style="list-style-type: none"> 操作・退避ルール的事例収集 管理委託の事例収集 論点整理 	<ul style="list-style-type: none"> 操作・退避ルールの中間とりまとめ(素案)作成 委託のあり方の中間とりまとめ(素案)作成 	<ul style="list-style-type: none"> 中間とりまとめ(素案)の海岸管理者への意見照会 操作・退避ルールに係る指針の中間とりまとめ(案)作成 管理委託のあり方に係る指針の中間とりまとめ(案)作成 		<ul style="list-style-type: none"> 各指針の最終とりまとめに向けた整理 ガイドラインへの反映 				
操作・退避ルールの明確化に関する指針						★ 中間とりまとめ				★ 最終とりまとめ
管理委託のあり方に関する指針						★ 中間とりまとめ				★ 最終とりまとめ
ガイドラインの改訂										★ ガイドライン改訂
海岸法の改正	★ 成立		☆ 〔緊急時の措置〕 施行							☆ 〔水門・陸閘等の操作規則等の義務づけ〕 施行
海岸法施行規則改正 (水門・陸閘等関連部分)										☆ 〔操作規則等の記載事項を規定〕 施行
操作規則等の策定	□	□	□	□	□	□	□	□	□	→ 操作規則の法定化

操作規則(海岸法に規定)、操作・退避ルール、操作委託契約の関係



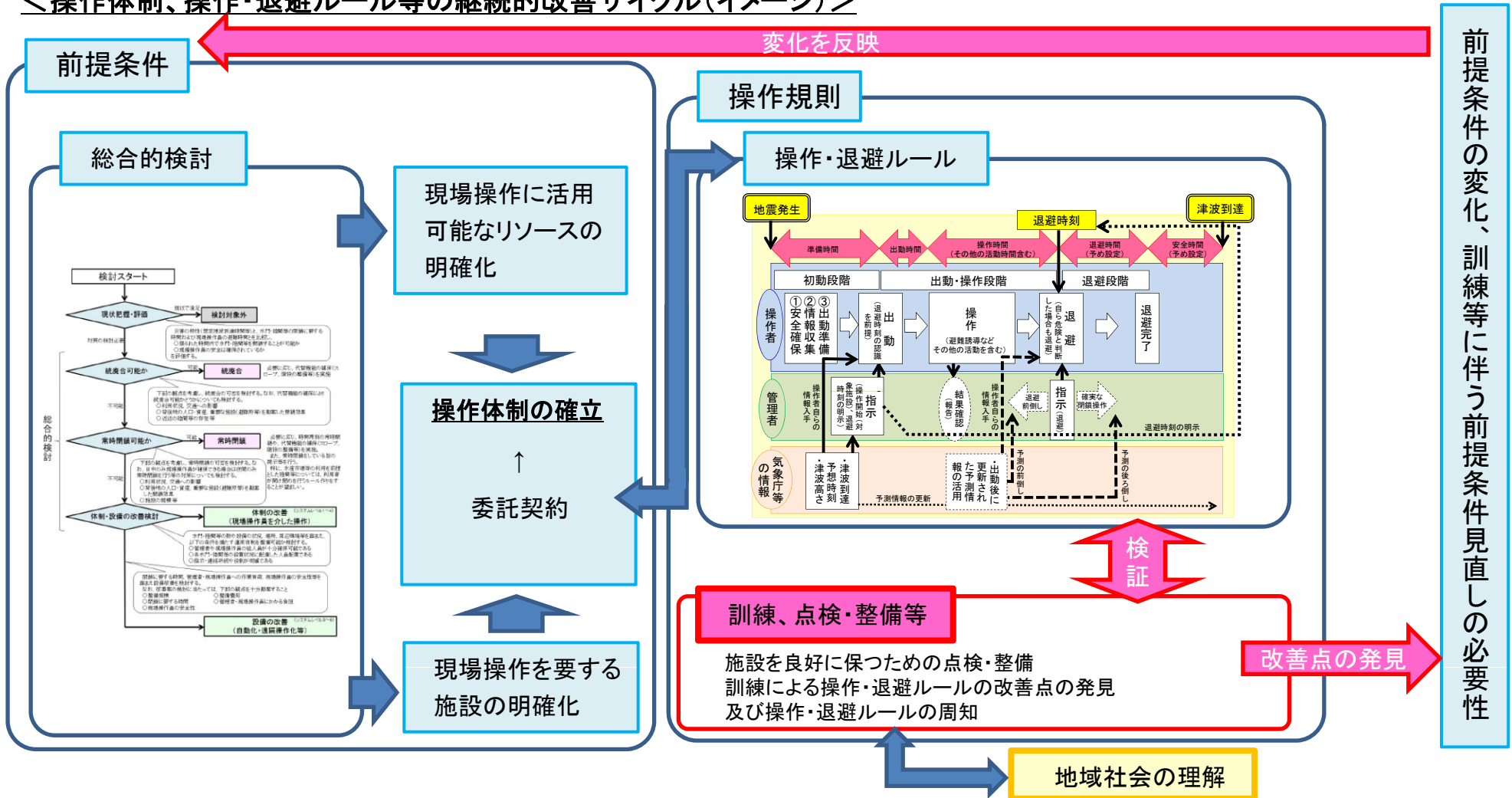
操作・退避ルールのご概念図(地震・津波)



操作・退避ルールの継続的改善サイクル

- 操作・退避ルールを実効性あるものとするために、操作・退避ルール策定後も以下のような取り組みを平時から行うことが重要。
- 操作規則の策定時は、大まかな内容であっても可能な範囲で定め、訓練等により継続的に改善していくことが重要。

<操作体制、操作・退避ルール等の継続的改善サイクル(イメージ)>



中間とりまとめの構成と主な内容

- 海岸管理者が適切な操作・退避ルールの作成と、操作委託契約に基づく操作体制を確立する上で検討が必要な事項を幅広く提示したもの。
- 現場操作員は、出勤時点に定められた**退避時刻になった時点で、施設の閉鎖が完了していなくとも退避すべきことを明確化し、安全の確保を徹底**する。
- 訓練の実施や社会経済情勢の変化を踏まえ、施設の統廃合や常時閉鎖等により現場操作が必要な施設の絞り込みを進めるとともに、操作・退避ルールの継続的な改善とその実効性の確保を図る。

【I はじめに】

○本委員会設置の経緯。中間とりまとめの策定目的。

○**現場操作を伴う施設の位置づけを明確化**（統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を基本としつつ、**やむを得ず、現場操作を必要とする施設**）。

【II 操作・退避ルール策定前に検討すべき事項】

○ガイドラインの総合的検討のフローに従って、「現状把握・評価」、「統廃合の可否」、「常時閉鎖の可否」、「設備の改善（自動化・遠隔操作化等）」を前提条件として検討し、**極力、現場操作が必要な施設を絞り込んだ上で**、現場操作員を介した操作体制を検討。

【III 操作委託契約等に基づく操作・退避ルールの実効性確保】

○操作・退避ルールの確実な実行を確保するため、海岸管理者直営では閉鎖できない施設（群）の閉鎖については、**操作委託契約等に基づく操作体制を確立**。

○**委託契約等は、文書化することが重要**。委託内容を明確化し、操作に伴う責任が操作員に生じないよう、事前に責任関係を明確にすることを原則。

○委託契約を締結する上で検討すべき事項として、「操作委託先」、「操作体制の把握方法」、「委託内容の明確化」、「委託料の有無」、「操作に伴う責任の範囲と補償方法」、「操作委託先の「その他の活動」の考慮」を提示。

【IV 操作・退避ルール】

○適切な操作・退避ルールを策定し、安全かつ確実な操作・退避活動を支援。消防団が操作する場合、その適切な安全管理マニュアルと整合を図る。

○**現場操作員の安全を最優先。退避しなければならない時刻が来たら、閉鎖できていなくとも退避すべきであることを明確化**。

○操作・退避ルールを構成する要素について、「操作の準備から退避までの手順」、「操作・退避にかかる時間設定の考え方」、「初動段階の対応」、「出勤・操作開始の判断基準」、「退避の判断基準」、「開放の判断基準」を提示。

【V 操作・退避ルールの実効性確保のための平時の取り組み】

○操作・退避ルールを実効性あるものとするため、操作・退避ルール策定後に取り組むべき事項を記載。**継続的改善サイクル**を提示。

○平時に取り組むべき事項として、「訓練の実施と操作・退避ルールの継続的改善・周知・理解促進」、「点検・整備」、「統廃合・常時閉鎖・自動化・遠隔操作化の推進」を提示。

【参考資料】 操作規則の記載例（検討案）

○中間とりまとめを踏まえた**操作規則の記載例**の検討案を提示。